

平成26年(行ウ)第68号 豊橋市民病院公金支出差止請求住  
民訴訟事件

原告 寺本泰之

被告 豊橋市長 佐原光一

### 意見陳述書

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

平成27年7月2日

原告 寺本泰之

〒441-1101

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

電話 0532-88-3451

FAX 0532-88-3422

最低制限価格及び失格判断基準の入札制度の不当性について述べさせていただきます。両制度とも安価高品質を認めない、むしろ否定する制度にあります。以下その理由を述べます。

1、制限価格設定の問題点は、法令や規則にも明記してあり、取引の実例価格から予定価格を設定するとあるが、実態は実勢価格の調査は行わず中央発行の単価表のみの積算である。

2、昨今の入札不調(入札業者の価格すべてが予定価格を超えているということによる入札不調)を来たしていることで明らかである。つまり民間業者の常識では実勢価格は業者が積算し、入札した価格そのものが実勢価格である。企業の競争力によって

入札価格に差が出るのは自由経済国家では当たり前のことである。少なくとも入札価格すべてを加算した平均価格を実勢価格としてみるならば理解もできる。

3、国や市区町村の5割は最低制限価格制度、失格判断基準制度は導入していない。公正公平な公契約に必要な制度であるなら、両制度導入は法制化されなければならない。

4、単に価格だけで「契約不履行のおそれあり」で履行可否の調査、確認もせず問答無用の失格は人権の観点からも許されることではない。推定有罪を認めることになる。

5、結局理不尽な両制度によって(事実証明書1, 2)のような入札結果が生じている。全く理解できない。

公共下水道築造工事(2工区)(事実証明書2)では、最低制限価格から失格者最下位の日本国土開発(株)との金額の差は0,0007%にあたる1,336円が低いだけで「契約不履行の及びダンピングのおそれあり」の理由で業務履行の調査確認されることなく一律失格になっている。とても民間レベルでは理解できない。

6、私の、両制度の聞き取り調査によれば、住民の100%が「必要ない」という結果であった。

7、豊橋市の最低制限価格制度導入は90年前の大正13年である。殖産興業、戦後復興の時代には当該制度の公益性は一定理解できるが、イノベーションの日進月歩の昨今のご時世には公正な競争を阻害する制度になっている。また一部の制限価格を知る職員と価格を知ることによって落札できる業者との不正誘発(官製談合)の大きな要因にもなっている。

以上です。

添付資料:

事実証明書1 道路照明灯設置工事1-1入札結果

事実証明書2 公共下水道築造工事(2工区)入札結果

(いずれも e 愛知電子調達共同システム入札情報サービスホームページより)